

京都市桂川療護園 運営規程

【障害者支援施設】

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人京都社会事業財団が設置する京都市桂川療護園（以下「施設」という。）において実施する指定障害者支援施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切な施設障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供するものとする。
- 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めるものとする。
 - 3 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じるものとする。
 - 5 施設は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行うものとする。
 - 6 施設は、施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）に基づき、利用者の心身の状況に応じて、支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。
 - 7 施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の基本原則に留意し、意思決定の支援に努めるものとする。また、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、本人の意向を把握するとともにサービス提供体制の確保に努めるものとする。
 - 8 施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 9 施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 10 前9項のほか、法及び「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 指定障害者支援施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 京都市桂川療護園
- ② 所在地 京都市西京区下津林東大般若町32番地

(実施する施設障害福祉サービスの種類)

第4条 施設が実施する施設障害福祉サービスは、次のとおりとする。

- ① 生活介護
- ② 施設入所支援

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 生活介護事業に従事する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- ① サービス管理責任者 1名(常勤職員)
サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、生活介護計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- ② 医師(嘱託) 1名以上
医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。
- ③ 看護職員 1名以上
看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して健康管理、保健衛生、医療、看護及び介護等についてのすべての業務にあたる。
- ④ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上の必要数
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、利用者に対して日常生活上に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、看護師その他の者をもって代えることがある。
- ⑤ 生活支援員 1名以上(常勤職員1名以上)
生活支援員は、生活介護計画に基づき、日常生活上の支援を行う。
- ⑥ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は24名以上とする。

2 施設入所支援に従事する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- ① サービス管理責任者 1名(常勤職員)
サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、施設入所支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- ② 生活支援員 1名以上
生活支援員は、施設において、施設入所支援計画に基づき、日常生活上の支援を行う。

3 前2項に掲げる者のほか、施設におく職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者(施設長) 1名(常勤職員)
管理者は、当該施設の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- ② 管理栄養士 1名(常勤職員)
管理栄養士は、利用者の身体状況及び嗜好並びに適時適温を考慮した献立を作成し、適切な栄養管理を行う。
- ③ 事務員
事務員は、経理、総務を担当する。

※ 職員は、併設している短期入所(定員4名)のサービスと一体的に提供する。

(生活介護に係るサービス提供日及びサービス提供時間)

第6条 施設が提供する施設障害福祉サービスのうち、生活介護に係るサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- ① サービス提供日 月曜日から金曜日、その他管理者が認めた日とする。
- ② サービス提供時間 午前10時から午後5時30分までとする。

(施設障害福祉サービスごとの利用定員)

第7条 施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの定員は、次のとおりとする。

- ① 生活介護 定員40名
- ② 施設入所支援 定員40名

(主たる対象者)

第8条 施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに定める主たる対象者は、次のとおりとする。

- ① 生活介護 身体障害者（18才未満の者を除く。）
- ② 施設入所支援 身体障害者（18才未満の者を除く。）

(生活介護に係る通常の事業の実施地域)

第9条 施設が提供する施設障害福祉サービスのうち、生活介護に係る通常の事業の実施地域は、京都市全域とする。

2 前項の規定にかかわらず、通常の事業の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(施設障害福祉サービスの内容)

第10条 施設が提供する生活介護の内容は、次のとおりとする。

- ① 生活介護計画の作成
 - ② 入浴、排せつ及び食事の介護
 - ③ 創作活動又は生産活動の機会の提供
 - ④ 前各号に掲げるもののほか、生活介護の利用者に必要な支援
- 2 施設が提供する施設入所支援の内容は、次のとおりとする。
- ① 施設入所支援計画の作成
 - ② 入浴、排せつ及び食事の介護
 - ③ 前2号に掲げるもののほか、施設入所支援の利用者に必要な支援
- 3 施設は、前2項の施設障害福祉サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ利用者に対し、その提供する施設障害福祉サービスごとに、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該提供の開始について利用者から文書により同意を得るものとする。

(契約支給量の報告等)

第11条 施設は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの内容、利用者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量（以下「契約支給量」という。）を当該利用者の受給者証に記載し、契約支給量の総量は当該利用者の支給量の範囲内で定めるものとする。

2 施設は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告するものとする。

(提供拒否の禁止)

第12条 施設は、正当な理由がなく施設障害福祉サービスの提供を拒まない。

(連絡調整に対する協力)

第13条 施設は、施設障害福祉サービスの利用について、市町村又は相談支援事業を行う者が連絡調整等のできる限り協力するものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 施設は、第9条の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用者に対し自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な障害者支援施設、障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

2 施設は、利用者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第15条 施設は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確認するものとする。

(介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第16条 施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から契約の申込があった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第17条 施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、サービス提供の開始に際し、利用者、その家族及び市町村等に対し利用者の状況を必要に応じ確認するものとする。

(サービス提供の記録)

第18条 施設は、施設障害福祉サービスを提供したときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、施設障害福祉サービスの提供の都度記録し、利用者から提供した施設障害福祉サービスについて確認を受けるものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第19条 施設は、施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者から当該指定施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領を行わない指定施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例介護給付費の額に90分の100(法第31条の規定が適用される場合にあつては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 施設は、指定施設障害福祉サービスにおいて提供する便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用について、利用者の説明し、同意を得た場合は、当該利用者からその支払を受けるものとする。

① 食事の提供にかかる費用 1,550円(うち食材料費 880円)

ア 朝食 300円(うち食材料費 170円)

イ 昼食 750円(うち食材料費 410円)

ウ 夕食 500円(うち食材料費 300円)

② 光熱水費 240円(施設入所支援に係るものに限る。)

③ 創作的活動に係る材料費の実費(生活介護に係るものに限る。)

④ 日用品費の実費

⑤ その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、利用者負担させるこ

とが適当と認められるものの実費

4 施設は、前3項の費用の支払を受けたときは、当該費用にかかる領収証を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第20条 施設は、利用者が同一の月に施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定するものとする。この場合において、利用者負担額合計額が負担上限月額を超えるときは、施設は、文書にて利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び他の指定障害福祉サービスを提供した者に文書で通知するものとする。

(介護給付費の額に係る通知等)

第21条 施設は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る費用の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者等に係る介護給付費の額を文書で通知するものとする。
2 施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第22条 サービス管理責任者は、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活やその課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での施設障害福祉サービス計画を作成するものとする。

(地域との連携)

第23条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
2 施設は、利用者及びその家族、地域住民の代表者、福祉や経営について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成する地域連携会議を1年に1回以上開催するものとする。

(相談及び援助)

第24条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。
2 施設は利用者に対し、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を定期的に確認するものとする。

(介護)

第25条 施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な方法により、適切な技術をもって介護を行うものとする。
2 施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭するものとする。
3 施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。
4 施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。

- 5 施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他生活上必要な支援を適切に行うものとする。
- 6 施設は、常時1名以上の職員を介護に従事させるものとする。
- 7 施設は、利用者に対して、利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせることはない。

(食事)

- 第26条 施設は、食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るものとする。
- 2 施設は、食事の提供に当たり、利用者の身体心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性によって、適切な栄養及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。
 - 3 施設は、食事の提供に当たり、栄養士をおかないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第27条 施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。
- 2 施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。
 - 3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(健康管理等)

- 第28条 施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、施設入所支援の利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行うものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第29条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意するものとする。
- ① 利用者が外出する場合は、事前に施設に届け出る。
 - ② 利用者は、施設の利用にあたって、けんか、暴力等他人に著しく迷惑を及ぼす行為や、宗教活動、政治活動、営利活動等、秩序を乱す行為をしてはならない。
 - ③ 利用者はやその家族は、支援計画の作成に参画し、日常生活の支援及び機能訓練・行事への参加を通して自立した生活ができるように努める。

(緊急時等の対応)

- 第30条 施設の職員は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者には病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

- 第31条 施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設入所支援を円滑に利用することができるようにするものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第32条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- ① 正当な理由なく施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第33条 施設は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めるものとする。

2 施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

- ① 採用時研修 採用後1月以内
- ② 継続研修 年3回
- ③ その他必要とする研修

(ハラスメント防止対策)

第34条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の従業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第35条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第36条 施設は、利用定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第37条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第38条 施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

- 2 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③ 施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(協力医療機関等)

第39条 施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- ① 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - ② 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - ③ 利用者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 施設は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(掲示)

第40条 施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、協力歯科医療機関事業その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(身体拘束等の禁止)

- 第41条 施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又はほかの利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の例外三原則（切迫性・非代替性・一時性）を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 施設は、緊急やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。なお、やむを得ず拘束を行う場合は、その時点で個別に説明を行うとともに同意を得ることとする。
- 3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図る。

- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(秘密保持等)

第42条 施設は、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 施設は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(情報の提供等)

第43条 施設は、利用者が適切かつ円滑に利用することができるように、当該施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めるものとする。

- 2 施設が広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大でないものにする。

(利益供与等の禁止)

第44条 施設は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその職員に対し、利用者又はその家族に対して当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

- 2 施設は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその職員から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

(苦情解決)

第45条 施設は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 3 施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、都道府県知事、市町村又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事、市町村又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事、市町村又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 施設は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。
- 5 施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第46条 施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合

は、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 施設は、事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うとともに、事故発生時の対応及び再発防止策を適切に講じるための担当者を設置するものとする。

(虐待の防止)

第47条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- ② 施設における虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ⑤ 成年後見制度の利用支援

(記録の整備)

第48条 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

- ① サービスの提供の記録
- ② 施設障害福祉サービス計画
- ③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録
- ④ 身体拘束等の記録
- ⑤ 苦情の内容の記録
- ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- ⑦ 虐待等の記録

(その他運営についての留意事項)

第49条 この規程に定める事項のほか、社会福祉法人京都社会事業財団 京都桂川園の定める管理規程等を遵守することとし、さらに運営に関する重要事項は、社会福祉法人京都社会事業財団が定めるものとする。

(付則)

平成22年 4月 1日	施行
平成23年 4月 1日	一部改正
平成24年 4月 1日	一部改正
平成25年 4月 1日	一部改正
平成26年 4月 1日	一部改正
平成27年 6月 1日	一部改正
平成30年 1月 1日	一部改正
令和 3年 4月 1日	一部改正
令和 3年 8月 1日	一部改正
令和 4年 4月 1日	一部改正
令和 5年 8月 1日	一部改正
令和 6年 4月 1日	一部改正
令和 7年 4月 1日	一部改正
令和 8年 4月 1日	一部改正